



平成20年12月定例会

田辺市営住宅条例の一部改正など22議案を可決

12月定例会は、11月26日に開会し、12月18日まで23日間の会期で開催されました。

田辺市営住宅条例の一部改正や平成20年度一般会計・特別会計等の各種補正予算など市長提出議案19件と議員提出議案3件をすべて原案のとおり可決しました。

このほか専決処分事項についてを承認し、人権擁護委員候補者の推薦については「異議なし」としたほか、意見書1件を否決しました。

なお、9月議会で常任委員会に付託され、閉会中の継続審査になっていた平成19年度一般会計及び各種会計の歳入歳出決算議案21件については、すべて認定されました。

また、12月8日から11日までの4日間にわたり、12人の議員が一般質問を行いました。

目次

- 議決状況... P 1
- 決算委員会報告... P 3
- 一般質問と答弁の要旨... P 3
- 常任委員会行政視察報告... P 6
- 議会活動日誌... P 8

12月定例会の傍聴者は113人(延べ)でした。

議案の議決内容

条例(可決二件)

田辺市営住宅条例の一部改正について
 大塔団地及び本宮団地の一部を廃止し、本宮団地に住宅一戸を追加するもの。

田辺市国民健康保険条例の一部改正について
 産科医療補償制度の創設に伴い、出産育児一時金の加算支給について定めるもの。

補正予算(可決六件)

金額は、補正後の予算額
 平成二十年田辺市一般会計補正予算(第七号)
 四 四億五 八五万三千元

平成二十年田辺市国民健康保険事業特別会計補正予算(第二号)
 一一二億三三三六万二千元

平成二十年田辺市介護保険特別会計補正予算(第一号)
 七四億四 七三万八千元

平成二十年田辺市同和対策住宅資金等貸付事業特別会計補正予算(第一号)

計補正予算(第二号)

平成二十年田辺市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第一号)
 三億一七八万二千元

平成二十年田辺市診療事業特別会計補正予算(第一号)
 四億七五 四万一千元

その他議案(可決十件)

民事調停の申立てについて滞納者五人及びその連帯保証人並びに民事調停又は和解が成立したものの、履行しない六人の連帯保証人に対し、市営住宅の滞納家賃等の支払いを求める民事調停を申し立てるもの。

田辺市紀州備長炭記念公園の指定管理者の指定について
 紀州備長炭記念公園の指定管理者として、秋津川振興会を指定するもの。



田辺市龍神総合交流拠点施設「季楽里龍神」の指定管理者の指定について
 龍神総合交流拠点施設「季楽里龍神」の指定管理者として、財団法人龍神村開発公社を指定するもの。



季楽里龍神

田辺市龍神温泉センターの指定管理者の指定について
 龍神温泉センターの指定管理者として、有限会社龍神温泉元湯を指定するもの。

田辺市ふるさとセンター大塔の指定管理者の指定について
 ふるさとセンター大塔の指定管理者として、大塔村観光事業振興会を指定するもの。



ふるさとセンター大塔

和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の全部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うもの。

権利の放棄について
 権利の放棄について
 権利の放棄について

以上三件は、住宅新築資金残付金及び宅地取得資金貸付金に係る債権を放棄するもの。

工事請負契約の締結について
 防災行政無線整備（本宮地区）工事の請負契約を締結するもの。

議員提出議案（可決三件）

田辺市議会会議規則の一部改正について

議員への会議録の配付を閲覧に改めるとともに、地方自治法に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けるもの。



定例会会議録

田辺市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
 田辺市議会会議規則の一部改正に伴い、費用弁償に係る規定について所要の改正を行うもの。

田辺市議会委員会条例の一部改正について

田辺市議会議員の定数条例が次の一般選挙から施行されることに伴い、常任委員会について所要の改正を行うもの。

承認（一件）

専決処分事項について
 平成二十年度一般会計に関する補正予算と損害賠償（一件）の額を定め、和解することについて専決処分したもの。

報告（一件）

専決処分事項の報告について
 損害賠償（二件）の額を定め、和解することについて専決処分したもの。

人事案件（一件）

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 任期満了による候補者の推薦について、各委員を法務大臣に推薦することについて、「異議なし」とした。
 委員候補者は次のとおり。

藤堂 俊隆氏
 坂本みや子氏
 西畑 富夫氏
 森 昌子氏
 平谷 豊子氏

意見書（否決一件）

裁判員制度の実施延期を求める意見書の提出について

用語解説

指定管理者制度とは！



指定管理者制度とは、平成15年9月に施行された地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）により制度化されました。

それまでは、地方自治体の「公の施設」の管理運営は、地方公共団体の出資法人や公共的団体等に限定されていましたが、法律の改正により民間事業者やNPO法人、ボランティア団体等の幅広い団体でもできることになり、民間のノウハウを活用することにより、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的としています。

田辺市では、平成18年9月から本格的に指定管理者制度を導入しており、現在、26施設において指定管理者による管理運営を行っています。

「公の施設」とは、

「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設」（地方自治法第244条）とされており、地方自治体が住民のために様々なサービスを提供するための施設。

決算委員会報告

各常任委員会では、付託されていた平成十九年度各種会計決算を慎重に審査を行い、十二月定例会初日に委員長報告があり、すべて認定しました。
また、議会活動を市民の方々に知っていただくための試みとして、各行政局で委員会を開催し、延べ241人の方が傍聴に訪れました。

各常任委員会の開催日及び審査会場

総務企画委員会 〔開催日〕十月二十日・二十一日 〔会場〕本宮行政局大会議室	産業環境委員会 〔開催日〕十月八日・九日 〔会場〕大塔総合文化会館
建設消防委員会 〔開催日〕十月十六日・十七日 〔会場〕龍神行政局大会議室	文教民生委員会 〔開催日〕十月十四日・十五日 〔会場〕中江路「ニッセイセカイ」

認定された各会計決算区分

- 田辺市一般会計歳入歳出決算
- 田辺市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 田辺市老人保健特別会計歳入歳出決算
- 田辺市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 田辺市分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 田辺市公共用地選先行取得事業特別会計歳入歳出決算
- 田辺市文里港整備事業特別会計歳入歳出決算
- 田辺市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算
- 田辺市同和对策住宅資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 田辺市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- 田辺市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 田辺市林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 田辺市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 田辺市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 田辺市戸別排水処理事業特別会計歳入歳出決算
- 田辺市診療所事業特別会計歳入歳出決算
- 田辺市駐車場事業特別会計歳入歳出決算
- 田辺市砂利採取事業特別会計歳入歳出決算
- 田辺市木材加工事業特別会計歳入歳出決算
- 田辺市四村川財産区特別会計歳入歳出決算
- 田辺市水道事業会計の決算

詳しくは、広報田辺(平成20年12月号)をご覧ください。

アンケート集計結果

会場でのアンケートに129人の方が記入くださいました

質問項目を一部抜粋しています。

問 議会を傍聴されるのは、何回目ですか。

答 初めて 81人
2～5回 41人
6～9回 4人
10回以上 2人
無回答 1人

問 今後の行政局等での委員会の開催をどう思うか。

答 望む 105人
望まない 6人
その他 3人
無回答 15人

問 今後、市役所本庁での本会議や委員会等を傍聴したいと思いませんか。

答 思う 95人
思わない 15人
その他 11人
無回答 8人

「皆様方からのご意見・ご感想については、今後の議会活動に生かしていきたいと考えています。」

「ご協力ありがとうございました。」



一般質問と答弁の要旨

田辺市のまちづくりについて

問 人口減少への対応した地域活性化についてどのように考えているのか

答 市では、「第一次田辺市総合計画」において、空洞化した市街地や過疎化・高齢化が進む山村地域の再生を図るため、居住環境の整備をはじめ、雇用の場の創出や安心して子育てのできる環境づくりを推進し、若年層を中心とした定住促進に取り組んでいます。

あらゆる行政分野で若年層や青年層を視野に入れた施策を講じることは、人口減少を抑えるだけでなく、将来的には年齢構成の均衡化にもつながるものと考え、現在、学校給食の実施をはじめ子育て支援の推進や、ケーブルテレビ網の整備、企業誘致や第一次産業の振興などに精力的に取り組んでいます。

上流の集落を守るために

問 安心して住み続けられるよう、山間地域の移動手段を確保することが必要ではないか

答 山間地域においては、社会経済の変遷に伴う人口流出や、それに伴う高齢化の進展により、地域社会としての機能維持が困難な集落も生じており、人々が山間地域に安心して住み続けられるような施策に取り組むことは非常に重要な課題であると認識しています。移動手段の確保については、地域の実情によって、路線バスを基軸とした住民バス、外出支援サービス、診療所送迎サービス等のさまざまな移動手段の維持・確保を行っています。

今後とも、地域住民の多様なニーズの把握に努め、地域にふさわしい適切な輸送形態の実現を目指し検討を進めてまいります。

山村地域の現状と課題について

問 避難場所（集会所）の耐震診断についての考えは

答 指定避難施設は地域における利便性や施設の規模等を勘案して、避難者の収容ができると思われる施設について指定を行っていることから、全ての指定避難施設において必ずしも耐震性が確保されているものではないため、災害時には職員等が施設内外の安全確認を行い、安全性が確認できた場合のみ避難施設として使用しています。また、崩土等により指定避難施設へ行くことができない場合などは、集会所等を活用することになりますので、山間過疎集落における集会所の耐震改修等については、地域の実態を十分見極めながら、様々な制度の活用もできないか検討してまいります。



指定避難施設

企業の森について

問 市として森林保全のために、どのような森づくりを目指すのか

答 市では、森づくりとして、森林資源の循環と保全が両立した林業振興を図りながら、森林の公益的機能の確保のために、人工林の間伐等の積極的な推進や長伐期林を推進するとともに、伐採後の植林を推進しています。これらの伐採跡地の一部において、河川の水量回復のため、水源の森づくりや「企業の森」活動が行われていきます。

また、市では、本年度から本宮地内で、本来あるべき地域に適した森づくりを目指す「熊野200年の森」造成事業の取り組みを始めており、「イチイガシ」等、本来の土地にある樹種を植栽するほか、混交林化により、熊野の森の遷移を探る計画をしています。

公正について

問 市が情報を開示したくない場合に、個人情報保護を都合よく理由としていないか

答 市では、市政に関する情報を積極的に公開することにより市民への説明責任を全うし、市民の市政への参加を進めるため、田辺市情報公開条例を制定しており、公文書は原則として開示しなければならぬと定めています。が、公文書には個人のプライバシーや法人に関する情報等が記載されているものも多いため、個人等の権利利益保護等のため不開示することが必要な場合もあります。

条例には類型化した不開示情報を列挙して規定していますが、情報公開請求の際には、その規定に基づいて客観的かつ合理的な判断を行い、市民の知る権利を尊重し、公正で透明な行政を推進するとともに、開示により個人の権利利益等を害することがないよう、情報公開制度を適正に運用してまいります。

男女共同参画について

問 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進のための企業への働きかけはどうか

答 市では、これまで、男女雇用機会均等法や育児休業法、パートタイム労働法といった関連法や制度の周知を行い、仕事と育児・介護との両立支援等を推進する二十一世紀職業財団との連携を図ってきました。

本年度も、財団と共に、再就職を目指す女性を対象としたセミナーの開催を実施しています。さらに、市内企業への働きかけとしては、企業での人権意識の高揚を推進するため組織している田辺市企業人権推進協議会を通じて、研修会や関連の案内を行っています。

この組織では、会員の企業がそれぞれ行う人権研修に、市が講師の派遣や教材の提供等も行っていることから、今後は、仕事と生活の調和を目指した視点からも取り組んでまいります。

インフルエンザ対策について

問 新型インフルエンザが発生した場合、市民への対策はどうか

答 市では、住民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ対策に関する意識啓発を図る必要があります。

新型インフルエンザの出現を可能な限り防止するためには、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性が高い「高病原性鳥インフルエンザ」の発生を予防する必要があります。あり、県の「高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル」に基づき、平成十八年度に「鳥インフルエンザ対策本部体制」を構築し、国及び県と連携のもと取り組んでいます。

また、社会不安や風評被害を防止するため、厚生労働省や県では、ホームページなどで「新型インフルエンザの個人でできる対策」として広報されており、市でもホームページや広報誌などにより、啓発に努めたいと考えています。

土地家屋に対する税について

問 現在の経済状況の中で、土地家屋に対する税が加重になっていないか

答 資産価値に応じて課税される固定資産税は、近年の景気低迷により地価の下落が続いている中で、市民の皆様には大きな負担となっていることは十分承知してありますが、市町村にとって重要な財源の一つでもあり、地方分権時代の基幹税の役割を果たすものと考えます。都市計画税は、一般的に都市計画事業や土地区画整理事業による土地や家屋の資産価値が上がることに着目した「受益者負担」の考え方によるもので、市街化地域の整備に必要となる財源の一部となるものです。また、国民健康保険税は、地方税法の規定に基づく賦課方式により、賦課総額の内、資産割額を定められた割合に近づけるよう課税しています。

地方税法に基づき、これらの税は地方行政の運営に必要な財源確保を図るための制度だと考えますので、課税する

際には市民の皆様方に十分ご説明し、ご理解いただけるよう努めてまいります。

問 旧紀南病院跡地利用について

問 図書館の建設に当たり、もっと市民合意を得られるよう努めるべきではないか

答 市としては、病院跡地をどのように活用することが、市や地域住民にとって一番いいのかということ、長年にわたる議論の中で積み上げてきたもので、市民の皆さんのご意見をいただくためにできる限りの努力を重ねた上で、計画であり、おおむね賛同を得られていると認識しています。

平成十八年六月の旧紀南総合病院の解体撤去以来、未活用状態になっている状況や跡地購入に伴う社会保険庁との協議内容や契約条項を踏まえ、計画どおり施設建設に向けて取り組みを進め、文化の振興を図るとともに地域の活性化にもつなげていきたいと考えています。

旧紀南病院跡地に建設予定の複合文化施設について

問 複合文化施設の図書館で、市民科学講座が開設できないか

答 新しくできる図書館の基本理念として、「だれもが学び、憩い、情報を活用できる、暮らしのなかの図書館」を目指しています。

また、基本構想では、子供たちの知的好奇心や学習意欲を掘り起こし、子供の健やかな成長のために読書活動や体験的活動を支援する図書館、図書館の事業や活動などに市民の知恵や意見を反映させ市民が積極的に関わることができる図書館、地域性や独自性を持った主催事業を行なう図書館を活動の方向性として挙げています。

市では、市民科学講座の開設について各関係課及び関係機関と連携を図りながら、子供から大人まで参加できるような市民参加型の体験講座として開催していきたいと考えています。



田辺市の教育について

問 ゆとりの中でバランスのとれた教育を行うために、どのような配慮をしているのか

答 教育活動には、子供も教員もゆとりを持つことが大切ですが、「ゆとりある教育」とは単に時間にゆとりがあるということだけでなく、子供たちに基礎基本をしっかりと身に付けさせた上で、じっくり学習課題に取り組みさせることのできる教育活動であると考えます。

しかし、教員が事務的な仕事等、教育活動以外の業務に追われ、子供と向き合えないならば、教育効果を上げることは困難となります。市としては、現在「基礎基本の徹底」と「学社融合」の2点を柱としており、特に学社融合では、地域・保護者・学校が一体となり取り組みを進めることにより、教員の負担軽減が期待できると考えます。

今後も、教師が子供と接する時間の確保や子供たちの基礎基本の指導充実に向けた取り組みを行っていききたいと考えています。

児童生徒が伸び伸び育つための教育環境について

問 田辺市教育行政基本方針を具体的にどのように進めていくのか

答 現行の学習指導要領の基本理念は、今回の新学習指導要領にも引き継がれており、これまで以上に「確かな学力」や「豊かな心」、「健やかな体」のバランスがとれた児童生徒の育成を目指していくことが大切です。

そのためには、教職員が相互にコミュニケーションを図りながら、教師一人ひとりの専門性、自主性、創造性を十分に発揮し、活力に満ちた教育活動を展開していくことが必要です。

また、保護者や地域の理解を得ながら、学社融合を推進し、学校・家庭・地域が一体となった取り組みを進めていくことが大切です。

各学校では、児童生徒に向き合う時間を確保しながら、教員が心身ともに健康な状態で児童生徒の指導にあたることで、より質の高い教育を提示できるように学校を指導していききたいと考えています。

総務企画委員会

実施日
平成20年7月28日(月)～30日(水)
視察地
京都府綾部市
石川県輪島市



石川県輪島市での視察研修

出席委員(委員数: 8名)
塚 寿雄 佐井 昭子
真砂みよ子 谷口 和樹
宮本 正信 高垣 幸司
久保 隆一 森 哲男
(委員長、副委員長)

平成20年2月に友好都市提携を結んだ綾部市では、「水源の里条例」について及び「里山ねっと・あやべ」について研修をしました。
平成19年4月に全国の自治体の先駆けとして「水源の里条例」を制定し、定住促進や特産品開発など限界集落の再生に向けた取り組みについて説明を受けました。
また、都市農村交流活動として取り組まれている「里山ねっと・あやべ」については、事業の概要及び活動状況等について説明を受け、施設見学を行いました。
輪島市では、「能登半島震災後の復旧活動」について及び「都市ルネッサンス石川・都市軸整備事業」について研修をしました。
平成19年3月25日の能登半島沖を震源として発生した能登半島地震からの災害復旧活動や地震から学んだ防災対策など、更には伝統産業「輪島塗」や輪島朝市など観光都市として中心市街地の活性化を図るため整備された「都市ルネッサンス事業」について説明を受け、現地視察を行いました。
今回の先進的な視察事例を参考に、今後のまちづくり政策に役立て生かしていきたいと考えています。

産業環境委員会

実施日
平成20年10月29日(水)～31日(金)
視察地
大分県豊後高田市
佐賀県唐津市
福岡県福岡市



佐賀県唐津市での視察研修

出席委員(委員数: 7名)
白川 公一 松下 泰子
久保 浩二 棒引 昭治
吉田 克己 松本 平男
吉本 忠義
(委員長、副委員長)

豊後高田市では、「中心市街地活性化事業」について研修をしました。
中心市街地活性化を目指したまちづくりの先進事例を学ぶため、商業と観光の一体的な取り組みを進めている「豊後高田昭和の町づくり」について、事業概要及び取り組み状況等の説明を受けました。
唐津市では、漁業振興の成功事例を学ぶため、「水産物の保全畜養技術開発事業」の取り組み状況について説明を受け、関係施設の見学を行いました。この事業は、呼子イカの搬送・養殖技術の確立研究開発事業を行い、ブランドの確立、漁業経営の安定化を目指したものであります。漁業の低迷が続く中、漁業経営の安定化を目指し思い切った施策が必要であると感じました。
福岡市では、「ごみの最終処分場及び跡地利用」について研修をしました。
ごみの最終処分場については「西部埋立場」にて、跡地利用については、「今津運動公園」及び「今津リフレッシュ農園」において事業概要等説明を受け、施設見学を行い、この跡地利用については非常に参考になるものであります。
今回の先進事例を参考に、今後のまちづくりについて、さらに提言を行っていきたいと考えます。

建設消防委員会

実施日
平成20年10月22日(水)～24日(金)
視察地
秋田県大館市
青森県青森市



青森県青森市での視察研修

出席委員(委員数:6名)
田中 康雅 陸平 輝昭
鈴木 太雄 中本 賢治
大倉 勝行 山本 勝一
(委員長、副委員長)

- ・ 大館市では、「公共下水道事業」について、先進地の取り組み事例を研修しました。
- ・ 全国的にみても下水道事業が大きく立ち遅れている本市にとって、今後実施に向けた準備を進めていく上での参考にすべく、事業の概要や今後の課題等について説明を受けました。事業実施には多額の財源が必要になりますが、快適な環境のまちを目指す上では重要な事業であり、これからの進め方について参考になりました。
- ・ また、全国的にも課題となっている「消防広域化」について、国の基本方針のもと、県の広域化推進計画に基づきブロック内でのさまざまな課題について協議を重ね準備が進められており、現在の取り組みや進捗状況等説明を受けることができたことは、これからの取り組みの参考になりました。
- ・ 青森市において、「青森駅周辺整備事業」について研修をしました。特に、総合交通ターミナルの整備は、駅前広場の改修についての事業概要、取り組み状況及び課題等について説明を受け、これからの駅周辺地区における中心市街地活性化に伴う事業を進めていく上での参考になりました。
- ・ 今回の視察研修事例を参考にし、魅力あふれるまちづくりに向けて取り組んでいきたいと考えています。

文教民生委員会

実施日
平成20年10月27日(月)～29日(水)
視察地
福岡県筑後市
大分県竹田市
大分県佐伯市



大分県佐伯市での視察研修

出席委員(委員数:7名)
山本 紳次 安達 克典
川崎 五一 山口 進
宮田 政敏 天野 正一
岡崎 宏道
(委員長、副委員長)

- ・ 筑後市では「ちっごの生命をつなぐ食育条例」について研修しました。
- ・ この条例は環境の変化により食に対する意識が希薄になってきたことから、市の特性をいかした食育を推進するため制定されたもので、この条例に基づき策定した「ちっごの生命をつなぐ食育推進計画」は、全市民的な運動を目指し、分かりやすいキャッチフレーズをつけて市民一人ひとりの取り組みを促すものとなっており、行政だけでなく市民や関係機関が一体となって取り組む計画で、全庁的な取り組みや具体的な数値目標の設定は、食育だけでなく各種計画の策定及び推進にも通じるもので大変参考になりました。
- ・ また、「子育て支援拠点施設“おひさまハウス”」についても研修を受け、施設見学を行いました。
- ・ 佐伯市では「長期総合教育計画」について調査をしました。
- ・ この計画は、市が平成17年3月に合併したことから、合併後の教育について全市民的なビジョンを明確にするため今後10年間を見据えて策定したものであり、経費負担を削減し、かつ実のあるものとするため、外部委託によるものではなく、実情を知る教育委員会の職員による手作りで作成されたとのことでした。また、平成20年秋に開催された「おおいた国体」について、主に市の取り組み経過や施設整備に関する説明を受け、実際に使用された競技施設の見学を行いました。
- ・ このほか、竹田市では「竹田薪能」及び「おおいた国体」について説明を受け、関連施設を視察しました。
- ・ こうした先進事例を参考に、今後のまちづくりに生かせるよう努めていきたいと考えます。

行政視察の内容は、紙面の都合上、委員会視察報告書を一部抜粋して紹介しております。

議 会 活 動 日 誌

ぎかいかつどうにっし

本会議

- 11月26日 1日目 委員長報告（決算）・議案審議・議案の提案説明
- 12月8日 2日目 一般質問（3人）
- 9日 3日目 一般質問（3人）・追加議案の提案説明
- 10日 4日目 一般質問（3人）
- 11日 5日目 一般質問（3人）・議案に対する質疑及び付託
- 18日 6日目 委員長報告・議案審議



委員会等

- | | |
|--------------------------------|---|
| 10月8日 産業環境委員会（平成19年度決算審査） | 12月9日 高速道路及び国道バイパス促進特別委員会（近畿自動車道紀勢線田辺～すさみ間の進捗状況等について） |
| 9日 産業環境委員会（平成19年度決算審査） | 10日 議会運営委員会（12月定例会運営について） |
| 14日 文教民生委員会（平成19年度決算審査） | 11日 文教民生委員会（田辺第一小学校校舎建築工事について） |
| 15日 文教民生委員会（平成19年度決算審査） | 12日 産業環境委員会（付託議案審査について） |
| 16日 建設消防委員会（平成19年度決算審査） | " 建設消防委員会（付託議案審査について） |
| 17日 建設消防委員会（平成19年度決算審査） | 15日 総務企画委員会（付託議案審査について） |
| 20日 総務企画委員会（平成19年度決算審査） | " 文教民生委員会（付託議案審査について） |
| 21日 総務企画委員会（平成19年度決算審査） | 18日 総務企画委員会（委員長報告について） |
| 11月20日 議会運営委員会（12月定例会運営について） | " 産業環境委員会（委員長報告について） |
| 25日 文教民生委員会（田辺第一小学校校舎建築工事について） | " 建設消防委員会（委員長報告について） |
| 26日 総務企画委員会（委員長報告について） | " 文教民生委員会（委員長報告について） |
| " 産業環境委員会（委員長報告について） | " 議会運営委員会（最終日の日程等について） |
| " 建設消防委員会（委員長報告について） | |
| " 文教民生委員会（委員長報告について） | |

議会を傍聴してみませんか？

市議会は年4回（3月・6月・9月・12月）定例会を開催しています。議会では市民の皆さんの生活に密着した重要な問題が審議されています。市政を知る良い機会として、お気軽に足を運んでみませんか。

次の議会は3月定例会です

5月号
（3月定例会の報告）
次回の「市議会だより」は、
です。

議会日程の詳細や市議会だよりの内容等について、ご意見・ご質問等がありましたら、次までご連絡ください。

また、ホームページでは、議会の情報や会議録もご覧いただけます。

連絡先

田辺市議会事務局
〒646-8545 田辺市新屋敷町1番地
TEL 0739-26-9940（直）
FAX 0739-25-5579
E-mail gikai@city.tanabe.lg.jp
<http://www.city.tanabe.lg.jp/gikai/>